

給付付き税額控除による消費税負担の緩和効果について

——世代内の負担格差を踏まえながら——

田代昌孝

従来の給付付き税額控除による逆進性緩和効果の分析は、世代内にある消費税の逆進性を正確に計測していなかったように思える。本稿では郵政研究所で調査された『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票データから対数関数に基づき、各世代内の弾性値を推計している。そのうえで、一律の給付付き税額控除が導入されることにより、世代内にある消費税の逆進性がいかに緩和されるのかを実証的に明らかにしたつもりである。実証分析は2,734世帯を対象にして5%の税率で消費税が徴収されたケースと、消費税率を引き上げて給付付き税額控除を行ったケースとがほぼ同額の税収であることを想定して分析を行っている。分析の結果、一律の給付付き税額控除が導入されることで20から40代にかけて世代内にある消費税の負担が比例的なものとなり、消費税の逆進性が緩和されることが分かった。

1. はじめに

平成22年12月16日に報告された平成23年度税制改革大綱において、消費税の逆進性対策に関する政府の基本方針が示された。具体的には、消費税の逆進性対策は制度が複雑で政治的要因が働きやすい複数税率化ではなく、透明性の高い還付制度を優先させることをここでは明記している。このような低所得者を対象にして給付を与える制度は普遍的な給付を行う医療や介護に比べて所得格差の是正効果は大きいものと考えられる。これまで日本の社会保障制度は生活保護を除けば、低所得者のみに選別給付を行う政策そのものが極めて少なかった。したがって、「社会保障と税の一体改革」をスローガンに掲げる政府当局が透明性の高い還付制度の導入を最も有効性が高い政策として見直すのは当然とも言える。

一般的に、消費税の逆進性対策として行われる還付制度は給付付き税額控除と呼ばれ、政策的な意図は異なるものの諸外国では既に導入しているところも多い。重要なのはこの給付付き税額控除が導入された場合、問題とされる消費税の逆進性がいかに緩和されるのかを実証的に確かめることである。この際考慮しなければならないのは、日本で給付付き税額控除を導入するとして、1. その財源をどこに求めるのか、また、2. その制度設計をいかに行

うのかであろう。財源を消費税率の引き上げに求める場合、給付付き税額控除による逆進性緩和効果は弱まる。その一方で、財源を高所得者優遇にある所得控除の廃止に求めるならば、税制全体の負担格差は縮小されるであろう。制度設計についても低所得者のみに給付を与えるというものであるならば、日本でも納税者番号制度の導入が必要となる。それに対して、所得の大小に関係なく各所得階層に一律控除を設けるならば、納税者番号制度の導入は必要ないかもしれないが、消費税の逆進性緩和効果が弱まるだけでなく、政治的にもバラマキ型と非難されるに違いない。

これらの問題点を考慮に入れながら、給付付き税額控除による逆進性緩和効果の実証分析はこれまで盛んに行われてきた。八塩・長谷川（2008）、鈴木（2010）、高山・白石（2011）は消費税率の引き上げを財源に低所得者のみに給付を行う政策を考慮して、その逆進性緩和効果を実証的に明らかにしている。また、橋本（2010）では消費税率の引き上げを財源に一律控除による給付付き税額控除の逆進性緩和効果を分析していた。それ以外に、所得控除の廃止を考慮して一律控除による給付付き税額控除の逆進性緩和効果を分析したものとしては田代（2011）がある。これらの研究が行われた結果として、短期的な給付付き税額控除の逆進性緩和効果については実証的にも一定の成果が挙げられたものと思われる。

しかし、消費税の逆進性を短期的に議論するのは、その効果を過大評価してしまうという問題がある。すなわち、どの個人も生涯において所得の稼げる時期と稼げない時期を経験するということを考慮すれば、短期的な消費税負担格差を議論するのは、稼げる時期と稼げない時期にある個人の負担格差について計測してしまうというバイアスを伴う。したがって、給付付き税額控除により逆進性がどの程度緩和されるのかを正確に分析するためには、稼げる時期と稼げない時期にある個人間の負担格差を分けて議論しなければならない。

これまでの消費税の逆進性についての議論は世代間、いわゆる稼げる時期と稼げない時期にある個人の負担格差を分析するものが多かった。それに対して、世代内における消費税負担格差、たとえば稼げる時期にある個人との間の負担格差についての議論は橋本（1993）、白石（2011）等を中心に行われてきた。結果として、世代内における消費税負担格差の議論は今後活発に行われるであろう。その際、世代内における消費税負担格差があったとして、その逆進性をいかに緩和すべきかの分析も当然ながら必要となろう。ただ、従来の研究ではこのような作業は行われてこなかったような気がする。

そのため、本稿では逆進性緩和策として給付付き税額控除を導入することで、消費税負担の世代内格差がいかに緩和されるのかを実証的に明らかにする。具体的には、郵政研究所で調査された『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票データを利用して世代ごとにサンプルを分けた後、対数関数から弾性値を推計する作業を行う。このような作業を行うことで、平均消費税負担率に基づく逆進性論議の問題点を解消しながら、世代

内に消費税の逆進性がどの程度あるのか、あるいは給付付き税額控除が世代内にある逆進性をどの程度緩和するのかを実証的に明らかにすることが可能となる。

本稿の構成は以下のようなものである。第2章では生涯における所得と消費の変化を見ていくことにする。この作業が行われることで、どの個人も稼げる時期と稼げない時期があること、あるいはそれにより個人消費が大きな影響を受けていることが確認できよう。第3章では消費税負担の計測に関する先行研究を概観し、本稿が従来の先行研究とどこに異なるのかを明らかにする。第4章では消費税の課税ベースを推計する。第5章では推計された消費税の課税ベースに基づき、各年齢内にある世帯収入や消費税負担の格差について分析を行う。第6章では、第5章の分析をさらに発展させて世代内にある世帯収入や消費税負担の格差について分析を行う。第7章では消費税の逆進性緩和策として提案されている給付付き税額控除の特徴について述べる。第8章では一律の給付付き税額控除が所得階層間、あるいは世代内にある消費税の逆進性をどの程度緩和するのかを実証的に明らかにする。

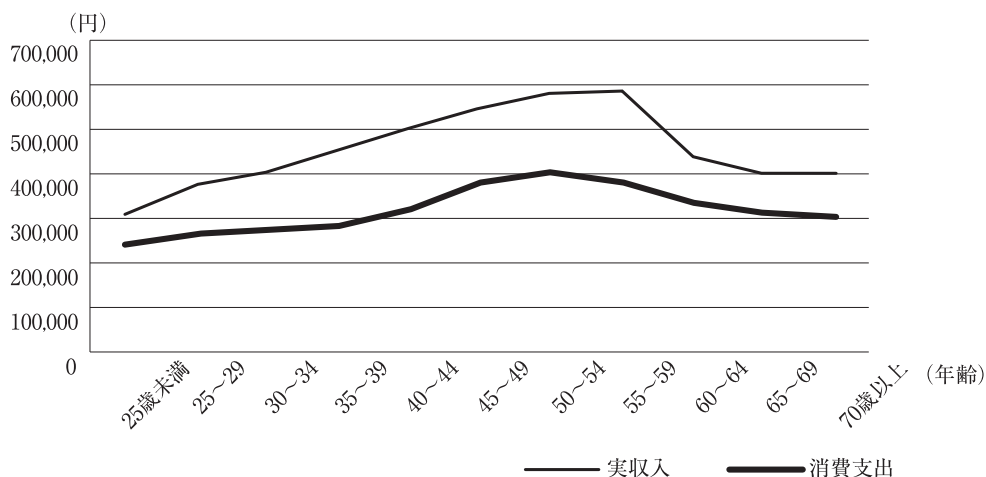
2. 生涯における所得と消費の変化

この章では実際、個人の生涯的な所得と消費がどのように変化しているのかを考えてみよう。すなわち、個人が稼げる時期と稼げない時期をどの年代で経験しているのかを確認する作業を行う。図2-1は平成16年度の『全国消費実態調査』にある年齢階級別のデータを利用して勤労者世帯の実収入と消費支出の推移を見たものである。

これを見ると、年齢階級全体で実収入と消費支出はおおよそ逆U字型の形状を示しているのが分かる。そのため、どの個人も生涯において稼げる時期と稼げない時期を経験しており、それに伴って消費支出も変化していると考えられる。もっとも、実収入は55歳から59歳をピークに急激に変化する、すなわちその山が急になるのに対して、消費支出はその山が緩やかとなっている。したがって、消費税負担について考えてみると、どの個人も生涯を通じてその負担が重い時期と軽い時期を経験していると解釈できる。これは生涯を通じて実収入の変動は大きいものの、安定的な消費行動を取る個人の多いことが原因の1つとして挙げられよう。

このことから消費税の逆進性を短期的に議論するのは、稼げる時期にある個人と稼げない時期にある個人との税負担を比較している可能性があり、逆進性の度合いを正確に計測していない可能性がある。そのため、消費税の逆進性は短期ではなく生涯を通じた負担を考慮して議論しなければならない。もっとも、橋本(1993)が指摘するように1. 消費税の導入からまだ歴史が浅い(導入が平成元年であり、実際負担した消費税額については23歳の個人までしか計測することが出来ない)こと、2. 個人の生涯的な税負担を計測するためのデータが日本では整備されていないことから、生涯的な消費税負担を計測するのは極めて困難であ

図 2-1 年齢階級別の実収入と消費支出の推移



(出所) 総務庁統計局編「全国消費実態調査(平成16年)」より作成。

る。

しかし、より最近では情報の開示も進んできたため個票データの利用が可能となり、どの個人についても年齢と所得をクロスさせたデータを作成することが出来るようになった。そのため、年齢と所得をクロスさせたデータを利用することで、稼げない時期、あるいは稼げる時期にある個人間、いわゆる世代内の消費税負担格差を計測することは可能である。この作業を行うことで、従来の稼げる時期にある個人と稼げない時期にある個人との消費税負担を比較してしまうという問題点は回避できる。本稿では個票データから世代内の消費税負担格差について計測することを目的としている。もっとも、このような作業は橋本(1993)、白石(2011)、田代(2012)でも既に行われてきた。そのため、次の章では従来の消費税の逆進性に関する先行研究を概観しながら、本稿が先行研究で行われた分析といかに異なるのかを確認する作業を行ってみよう。

3. 消費税負担の計測に関する先行研究

アメリカではある特定の個人を継続的に調査したパネルデータとなるPSID(The Panel of Study Income Dynamics)があり、これによって個人の生涯的な所得や消費のデータを作ることが可能となっている。Fullerton and Rodgers(1991; pp.279-286.)はPSIDを利用して所得階層別に生涯所得の推計を行っており、年間で議論している租税の累進性、逆進性は生涯で考えるとそれほどでもないことを明らかにした。

それ以外にも、Lyon and Schwab(1995; pp.392-405.)やCasperson and Metcalf

(1994; pp.734-743.)はPSIDを利用した回帰分析から個人が生涯で納める消費税額を推計している。Lyon and Schwab (1995; pp.392-405.)は酒や砂糖にかかる消費税負担額を計測しており、その一方でCasperson and Metcalf (1994; pp.734-743.)は個人が負担する消費課税の金額を計測している。また、カナダにおいてもPSIDと同じように個人を継続的に調査したデータである『*The Statistics Canada Survey of Consumer Finance*』が存在している。これを利用してDavies, Franccce, St-Hilaire and Whalley (1984)は生涯における税負担の帰着をシミュレーション分析していた。このように海外においては生涯データが非常に整備されており、個人が負担する税額を出来るだけ正確に計測しようという試みが頻繁に行われてきた。

ただ残念なことに、日本では家計経済研究所でパネルデータを作成しようという試みが行われているものの、アメリカのように特定の個人を生涯で継続的に追ったPSIDのようなデータは存在していない。そのため、橋本(1993)、下野(1992)、橋本・下野(1994)は様々なパラメータを利用した効用関数から将来消費や所得を推計するような作業を行っている。実際、橋本(1993)は生涯で考えると世代内で消費税負担の格差がどの程度あるのかを実証的に明らかにした。

その一方で、大竹・小原(2005; 50-51ページ)は『全国消費実態調査(1999年)』から年齢階級別の消費階級別データを作成することで、生涯階級別の消費税負担額を推計している。重要なのは、橋本(1993; 19-26ページ)と大竹・小原(2005; 50-51ページ)との間で消費税の逆進性についての見解が異なることである。具体的に言うと、前者では生涯でも消費税が逆進的であると考えているのに対して、後者ではその負担が累進的であると結論付けている。このように生涯的な消費税負担に関する研究は結論が曖昧となっており、その原因の1つとして生涯所得を計測するためのデータが整備されていないことが考えられる。

そのため、日本の消費税負担に関する研究は実効税率の推計を中心に行われてきた。消費税導入当初の1989年では林(1989; 58-60ページ)が1965年以降の『家計調査年報』から5年毎における消費税の実効税率を推計して、ジャック係数による逆進性の計測を試みている。その後、林(1992; 185-191ページ)は1990年の『家計調査年報』にある所得階級別のデータから弾性値を推計することで消費税の逆進性を分析していた。また、林・橋本(1993; 3-5ページ)は1953から1988年までの『家計調査年報』のデータから消費項目別の実効税率、すなわち消費支出額に占める間接税負担額を推計している。

このように消費税の実効税率を推計した後に、その逆進性の度合いがどの程度あるのかを計測する作業は先行研究においても様々な手法を用いて進められてきた。もっとも、これらの研究は短期における逆進性の計測、すなわち生涯で稼げる時期にある個人の税負担と稼げない時期にあるそれを比較してしまうという問題点を抱えている。この問題を解消するため

には個票データから個人の年齢と所得をクロスしたデータを作成して、世代内で消費税負担の格差を議論しなければならない。白石（2011）では『全国消費実態調査（2004年）』の個票データから年齢と所得をクロスさせたデータを作成して、世代内にある消費税負担の格差を確認している。その結果、同じ収入であると消費税負担額は年齢別にほぼ同じであるものの、若年世代の高所得者が消費税をかなり負担していることを白石（2011）は明らかにした。

しかし、白石（2011）の消費税負担格差についての議論は平均消費税負担率に基づいて行われている。平均消費税負担率で逆進性を議論する場合、分母となる各所得階層の所得が異なるにもかかわらず、それを差し引いてポイントという単位を設定しなければならないという問題を抱えてしまう。本稿では林（1992）と同じように対数関数から弾性値の推計を試みることで、逆進性がどの程度あるのかを議論している。

もっとも、このような作業は田代（2012）で既に行われており、弾性値による世代内の消費税負担格差の推計については一定の成果を得たように思える。ただ、この研究では世代内にある消費税の逆進性の程度については明らかになったものの、それをいかなる手段を通じて緩和させるかについては議論していない。したがって、本稿では世代内にある消費税負担の格差を明らかにするのみならず、より最近議論されている給付付き税額控除を通じて世代内にある消費税の逆進性がいかに緩和されるかについて分析してみよう。

給付付き税額控除による逆進性緩和についての研究は、八塩・長谷川（2008）、鈴木（2010）、橋本（2010）、高山・白石（2011）等で既に行っている。具体的には、八塩・長谷川（2008）、高山・白石（2011）の研究では分析するにあたって個票データを利用しているのに対して、鈴木（2010）、橋本（2010）では『家計調査年報』を利用していた。また同時に、八塩・長谷川（2008）、鈴木（2010）、高山・白石（2011）は低所得者のみに支払った消費税額を所得税の中で戻してやるという給付付き税額控除を想定しているのに対して、橋本（2010）では所得階層に関係なく、支払った消費税額を一律に戻してやるという給付付き税額控除を考えていた。前者のような給付付き税額控除は低所得者のみを対象にして給付を行うため所得格差の是正効果についてはかなり期待できるものの、低所得者を適切に把握するための納税者番号制度を導入するという実務的な問題をクリアしなければならない¹⁾。ただ、後者のような給付付き税額控除を採用した場合、政治的にパラマキ型という批判を受けるだけでなく格差是正の効果も弱まってしまう。

どちらの問題点を重要視するかは恣意的な部分もあるが、本稿では一律の給付付き税額控

1) 日本で給付付き税額控除を行うにあたって納税者番号制度の導入が必要であることは田近・八塩（2010：85ページ）、森信（2009：23ページ）等でも指摘されている。

除を採用して逆進性を緩和させるという政策を想定している。というのも、納税者番号制度は以前から提案されているものの依然として実現に至っておらず、情報保護の観点から考えても今後も実現の可能性は低いのではないかと考えるためである。それに対して、既に導入されている定額給付金は橋本（2010：50ページ）も指摘しているように、一律の給付付き税額控除と似たような要素をかなり持っているものと思われる²⁾。したがって、本稿では世代内にある消費税負担の格差を弾性値により推計したのみならず、その負担格差を一律の給付付き税額控除によりどの程度緩和されるのかを実証的に明らかにしているという点で独自性を出したつもりである。

4. 消費税課税ベースの推計

各所得階層が負担する消費税額を推計するためには、全体で消費税の課税ベースがどの程度であるのかを初めに分析しなければならない。日本の消費税法では、①土地の譲渡及び貸付、②有価証券等、支払い手段の譲渡、③貸付金等の利子保険料等、④郵便切手類、印鑑等の譲渡、⑤行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引、⑥医療保険各法等の医療、⑦介護保険法の居宅サービス等、⑧社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等、⑨助産に係る資産の譲渡等、⑩埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供、⑪身体障害者用物品の譲渡、貸付等、⑫学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料、⑬教科用図書等の譲渡、⑭住宅の貸付を非課税取引としている。

したがって、ここでは保健医療と教育を非課税費目と考えて消費税の課税ベースを推計した。ただ、橋本（2011）では保健医療や教育のみならず家賃地代も非課税費目と考えて分析を行っていた。そのため、家賃地代も非課税費目と考えて消費税の課税ベースを推計する必要があるかもしれない。ただ、『家計調査年報』に掲載してある家賃地代のデータがどのような費用を想定しているのが不透明なため本分析では除外している。もっとも、家賃地代を含めて消費税の課税ベースを推計する作業は必要であると思われる。これについては今後の研究課題としたい。

表4-1には平成16年の『家計調査年報』にあるデータを利用して各年間収入階級の全消費に占める非課税費目支出額が掲載してある。平成16年という古いデータを利用した理由は、本分析で利用した個票データが平成16年度とやや古かったためである。本来ならより最近のデータである平成23年度のものを利用したかったが、情報の開示が制限されているため難し

2) もっとも、橋本（2010：52ページ）は定額給付金のような直接的な給付は多額の事務的経費を発生させることも指摘している。

表4-1 各年間収入階級の全消費に占める非課税費目支出額

(単位：円)

年間収入階級	～ 1,999,999	2,000,000 ～ 2,499,999	2,500,000 ～ 2,999,999	3,000,000 ～ 3,499,999	3,500,000 ～ 3,999,999	4,000,000 ～ 4,499,999	4,500,000 ～ 4,999,999	5,000,000 ～ 5,499,999	5,500,000 ～ 5,999,999
消費支出	112,799	191,913	197,562	213,751	236,477	246,593	262,344	272,138	285,284
保健医療	6,419	9,273	9,906	10,914	11,438	11,286	10,880	11,379	11,472
教育	794	4,732	2,774	3,053	4,192	4,982	7,092	9,109	11,537
保健医療・教育/消費支出	0.064	0.073	0.064	0.065	0.066	0.066	0.069	0.075	0.081
年間収入階級	6,000,000 ～ 6,499,999	6,500,000 ～ 6,999,999	7,000,000 ～ 7,499,999	7,500,000 ～ 7,999,999	8,000,000 ～ 8,999,999	9,000,000 ～ 9,999,999	10,000,000 ～ 12,499,999	12,500,000 ～ 14,999,999	15,000,000 ～
消費支出	295,452	313,045	325,124	350,213	377,321	408,091	432,075	468,921	545,466
保健医療	11,705	11,930	13,347	13,826	13,396	12,744	15,504	14,864	20,369
教育	13,148	16,296	18,578	18,191	23,287	27,698	31,173	25,107	28,620
保健医療・教育/消費支出	0.084	0.090	0.098	0.091	0.097	0.099	0.108	0.085	0.090

(出所) 総務庁統計局編「家計調査年報(平成16年)」より作成。

かった。

表4-1を見ると、年間収入が200万円未満の世帯から450万円以上500万円未満の世帯まで消費支出に占める保健医療と教育の割合が0.064から0.073までの間になっているのが分かる。その一方で、年間収入が650万円以上700万円未満の世帯から1500万円以上の世帯までのそれは0.090から0.108となっている。すなわち、低所得者層に比べて高所得者層の方が消費支出に占める非課税費目の割合が大きくなっており、非課税制度を設けることで高所得者層が便益を受けているものと考えられる。これについては家賃地代を含めて他の非課税費目の割合も考慮しなければならないが、代表的な逆進性対策となる非課税費目の保健医療と教育のみを考えれば、わが国の非課税費目の設定については見直す必要性がある。

また、表4-1のような消費支出に占める非課税費目の割合を考慮することで各所得階層の消費税の課税ベースを推計することが可能となる。具体的には、本稿では表4-1の消費支出に占める非課税費目の割合について、その年間収入に属する世帯はどれも一定であるという仮定を置いて分析を行うことにした。次の章では各年齢内で世帯収入と消費税負担の格差がどの程度あるのかについて推計を行ってみよう。

5. 各年齢内にある世帯収入、消費税負担額の格差分析

表4-1のデータに基づいて各所得階層における消費税の課税ベースを推計した後に、郵政研究所で調査された『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データを利用して、世代内にある世帯収入と消費税額の格差がどの程度なのかを推計してみよう。ここで考えている世帯収入は給与収入と事業収入であり、分析対象にしている世帯は所

得税を支払っている勤労者世帯である。表5-1にある世帯収入や消費税額の横にある数字は世帯主の年齢を表しており、たとえば世帯収入20-22は世帯主の年齢が20歳から22歳までの世帯となっている。

表5-1から若年世帯となる20歳から22歳までの世帯収入の変動係数は0.426であり、この値は25、27歳を除けば23歳以降0.460、0.474、0.496と徐々に大きくなっているのが分かる。これは若年世帯において年齢が高まることによる賃金の増加が職業ごとに異なるためであると思われる。それに対して、高齢者世帯では60歳以降で世帯収入の変動係数が若年世帯に比べて大きくなっている。具体的には、61歳の世帯収入は変動係数が0.824、65歳から66歳についてはそれが0.858と非常に大きい。このことはどの職業でも年功序列制の賃金制度が大半であるのと同時に、高齢になっても賃金が伸び続ける職業と逆に高齢になることで賃金が下がってしまう職業があることが原因の1つとして考えられよう。

一方で、表5-1から世帯収入に比べて消費税額の変動係数は小さいものとなっている。このことは生涯を通じて世帯収入に比べて消費支出額が世代内においても安定的であることを示している。したがって、生涯を通じての消費税負担は短期と比べて逆進性の程度は緩やかであるものと思われる。もっとも、表5-1では世帯収入と支払った消費税額の格差が世帯内であるということは確認できるものの、世代内で消費税負担の格差、すなわち逆進性がどの程度あるのかを確認することは出来ない。そこで、今度は世代内にある消費税の逆進性がどの程度であるのかを対数関数に基づく弾性値の推計から議論してみよう。

ここでは表5-1のデータから各世代内にある世帯収入を説明変数、消費税額を被説明変数にした対数関数に基づく弾性値の推計を試みる。こうして得られた弾性値から世代内にある消費税の逆進性がどの程度であるのかを議論してみよう。表5-2にある世帯収入の係数は弾性値を示しており、林(1992:185ページ)が指摘するようにこれを超えると税負担が累進的、1だと比例的、1より小さいと逆進的となる。表5-2から世帯主の年齢が34歳と35歳の世代内で弾性値がそれぞれ0.238、0.277と小さくなっており、逆進性が他の世代内と比べても大きくなっている。もっとも、34歳と35歳の世代内における分析では決定係数がそれぞれ0.078、0.100と非常に小さくなっており、分析結果の精度はかなり低いものと思われる。

そこで、決定係数の比較的大きい世代内で消費税の逆進性を議論してみよう。世帯主の年齢が24歳の間の世代内で決定係数が0.379と比較的大きく、弾性値も0.363となっている。それに対して、世帯主の年齢が28歳になるとその世代内の弾性値が0.467であり、決定係数も0.547と大きくなっている。したがって、20代前半に比べると20代後半では世代内の消費税負担の逆進性は弱まっているものといえよう。30歳以降について考えてみると、36歳の世代内で弾性値が0.532であり、39歳の世代内では弾性値が0.611となっている。そのため、30代